

認定企業の取組

「くるみん」認定マーク



茨城県信用組合

- ◆本社所在地 水戸市 ◆業種 金融業
- ◆労働者数 1,423人（男性724人／女性699人）
(令和3年5月13日現在)

■くるみん認定に係る取組状況

(1) 行動計画の期間、目標及び取組について

①計画期間 平成31年4月1日から令和3年3月31日

②目標及び結果

【目標1】男性の育児休業取得率20%以上にする。

(結果) 育児休業対象者の所属長を通して、対象者に育児休業取得について周知した結果、男性の育児休業取得率45%を達成した。

【目標2】早帰り日の実施を促進し、時間外労働時間の削減を図る。

(結果) グループウェア掲示板に定期的に掲載し、職員に早帰りを促すとともに、従業員組合と協調し早帰りを実施した。

その結果、計面前の平成30年度の所定外労働時間に対し、令和元年度は12.3%、令和2年度は17.9%の削減につながった。

【目標3】年次有給休暇の取得状況を把握し、取得を促す

(結果) 職員の年次有給休暇取得状況を把握し、年次有給休暇の取得が進まない職員には個別に取得を促した。

(2) 認定基準（くるみん認定基準）に係る取組状況

①計画期間内の育児休業取得率

i) 男性（認定基準：男性労働者のうち、育児休業を取得した者の割合が7%以上）

45.0%

ii) 女性（認定基準：女性労働者の育児休業等取得率75%）

※計画期間内の女性労働者の育児休業等取得率が75%未満のため、中小企業の特例により、契約期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算した時に75%以上であれば可。）

155.0%

②労働時間等働き方

- i) 法定時間外労働及び法定休日労働時間の平均が各月 45 時間未満
- ii) 月平均の法定時間外労働 60 時間以上の労働者はいない

③法を上回る短時間勤務制度等

- i) 所定外労働の制限

小学校就学の始期に達するまでの子を育てる職員が、子を養育するために申請した場合には、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、所定の就業時間を超えて就業させないものとする。

■認定を受けてのコメント

当組合では、平成 18 年より、子どもが生まれた職員に対し、最高 100 万円の出産祝い金を支給しておりますが、男性職員の育児休業取得率向上に向け、出産祝い金の支給に際し、育児休暇取得を要件に加え、また所属長を通し対象者へ育児休業を周知することで、職場全体への育児休業に対する意識付けができ、育児休業取得率の向上に繋がりました。

また、時間外労働の削減については、「早帰り日」にグループウェア掲示板で早帰り勧奨を行い、年次有給休暇の取得にあたっては、新たな休暇制度を追加し、職員の取得状況把握による取得推進にも取り組んでまいりました。

今後も、ワーク・ライフ・バランス実現に向け、職員一人ひとりがやりがいや充実感を持って働くことができる職場環境づくりに尚一層取り組んでまいります。